

<祈りのために>

主は言われた、「わたしはその十人のために滅ぼさないであろう」。

創世記18章32節

旧約聖書には、執り成しをなす代表的な人として、アブラハム、モーセ、アモスが出てきます。しかし、執り成しという点では、彼らには限界があったのです。神への真の執り成しをなさる方は、キリストしかおりません。今日の聖書は、アブラハムの執り成しについてです。

ソドムとゴモラの町が不義に満ち、神の審判の時が熟し、滅ぼされても仕方のない危機を迎えるなかで、アブラハムは必死になって滅びから免れるよう主に執り成します。

「あなたは正しい者を、悪い者と一緒に滅ぼされるのですか。あの町に50人の正しい者があっても、あなたはなお、その所を滅ぼし、その中にいる50人の正しい者のために赦されないのですか」。主は言われた。「もしソドムで町の中に50人の正しい者があったら、その人々のためにその所をすべて赦そう」。アブラハムは、更に言います。「わたしはちり灰に過ぎませんが、あえてわが主に申します。…5人欠けたら町を滅ぼされますか」。彼は更に人数を減らして神に迫ります。「どうかお怒りにならぬよう。もしそこに10人いたら」…。

全体が悪しき方向に進む時に、信仰の良心に立って小数の義に飢え渴く者がいることは大事です。靖国問題であれ、原発問題であれ、ソマリア沖への自衛隊海外派遣のことであれ、日の丸・君が代であれ、神のみ心に適う義のために否とすべきことを否と言う者が必要です。ソドムの町の中に10人の正しい人がいれば、ソドムは滅ぼさないと主は言われました。今日においても、実際、反ヤスクニの戦いを担う10人の義人が必要なのです。ちり灰にすぎない一人の人間が、あえて主の前に立って執り成す歴史の歯車を動かす一助となる者こそ大切なのです。不義なる世界のただ中であって、教会がアブラハムの立場に立って主の前に執り成す。あるいは10人の義人としての役割を担う。これは大切な信仰者の課題です。

アブラハムの課題、信仰者の課題は、ソドム、ゴモラのように不信仰と不義に満ちる世界のために主の前に立って執り成して祈るところにあります。神は義を貫きたもう、歴史の中でそれを必ず貫きたもうという、揺るぐことのない信仰をもって地上に正義と公道がなるように、み心がなるように他者のために執り成し祈り立つことです。

自らちり灰にすぎない存在であることをわきまえながらも、それにも拘わらず生ける神がいます、その神に正義をなしたもうことを祈る。このようにアブラハムの立場で働く者とされたい。

<祈り>

神様、たとえ10人の義人のうちの1人の義人さえいなくても、キリストがこの不義の世界を執り成したまうことを感謝いたします。私達も、この世界のために他者のために、キリストの前に立ち、ここから執り成して祈る者とならせてください。私達が10人の義人に入れていただけるような、信仰の告白としての反ヤスクニの戦いをする一人とならせてください。

濱田京子（横須賀教会牧師、東京中会靖国神社問題特別委員会委員）

ヤスクニ問題とわたし…そして、日本キリスト教会とヤスクニ問題… いや、教会とヤスクニ国家（下）

登家勝也（横浜長老教会牧師）

国家から、特に利益について教示、教唆される教会であってはならない。教会が絶対、自己のため利益を追ってはならない。そこで靖国問題だが、教会が掲げる「信教の自由」とは一般にはどう受け取られているのか。それは教会の利益擁護である。このため非難されてはいけない。自己の利益追及がこの世の原理だから別に非難はされないが、われらがとるべき態度ではない。裁判はこれを抛りどころにする。これを細かく論じることは避けたい。ただ裁判の論理に左右されてはならないのだ。教会が伝統を保持するのは殉教によるはずで、勝利によるのではないのではないかという識者の疑問を尊ばねばならない。

では本来、信教の自由とはどんな問題なのか。これは論じるべきである。裁判では靖国神社と「国」が被告であるが、靖国の戦いでは神社を口実にし、神社の仮面をかぶった国家が対象である。ここで注意すべきは、国また国家というのは国家組織、政府とその構成員であることだ。したがって被告はこの人びとの政策なのだ。いわゆる神社と国の癒着というのは、これによって不断に国家が自己の権力行使の枠を越え、国民の生死・精神の領域に権力行使を試みてきた事実を言う。国は生者たる人間をある程度支配できる。しかし、死者を管理することで、例えば「われらの繁栄はひとえに英霊たちの死の犠牲ゆえ」のような言いぐさにこもる価値観を国民に押しつけ、再生産する。つまり国家のための生死だけに価値があるという教義である。こうして、なでしこジャパンの勝利の栄光を横取りする。死者の行く先があるとして、それは死者に任すべきものを、これを捻曲げて国家管理する。この国の国民全面支配の常套である。砂川政教分離訴訟上告審判決でも、支配者である判事たちは分際を超えて政治的指示をし、神社を通しての津々浦々の支配の全国網を維持する策に出た。これは国家権力の氾濫であって、この勢いに任せて多くの国家的不正がまかり通る。過酷事故の前後を通じての福島原発についての説明のなさ、説明不足、諸会議録の不作製、内外への偽りの冷温化収束宣言、これまた説明抜きで富裕層優遇、庶民大增税策などなど。権力の氾濫のもとでこれらが説明釈明抜きで施行されるなら、人間支配の域を越えた不遜であって許しがたい。こんな支配を黙認するなら、われらは神の支配を知らぬ民となる。

つまり靖国問題との取り組みは国家権力を本来の川床に戻らせ、神の国との和解状態に置くことである。この領域に恒久的な和解や調和はあり得ないのだが、和解の状態に戻らせることは必要である。そして国民と諸国民との現世での実際上の和解のため必要である。

諸国民との和解という地点で賠償問題と出会う。他民族支配という元来許されない犯罪の枠内で、性奴隷の屈辱を加えたのである。「併合」などと言紛らわしても、純

然たる襲撃、攻撃の継続、つまり軍事占領である。これは天皇制下の支配者層の暴行であるから、この国のうちの庶民層への攻撃と一致していて、その本質は只今の国家政策と同一ルール上にTPPがあるように、この支配層がおのれだけが生き続け生き残り、他はすべて棄て去る構造棄民である。裁判に訴えた原告女性たちに対する国家側の傲岸冷血な拒否は、攻撃の継続、棄民の反復である。最早、差別と虐待の域をこえている。これこそこの女性たちの苦難の質なのである。

分らないことばかりである。原発稼働自体が放射性物質を環境に放出するものであるのに、これを敢えて問題にしない人の身へのいたわりのなさ。被曝労働というものの現存。故障した機械は原発であろうと人の手で動かし、排出する廃棄物は多く「人の手」で処理される。日雇労働者の一部は否応なくこの被曝労働に投げ込まれる。誰かが寄せ場を操っているのだ。いずれも殆ど隠されたままである。人を棄てる仕組みで成立った国だから、人が棄てられてもその痛ましさを自覚しないのだ。沖縄が棄てられたときと全く同じである。これらの実態を日の光の中に引き出すこと。これらを歴史の経緯に従い、その実行者も描き出すこと。これも靖国問題との取組みであるはずである。

<ヤスクニ・ニュース>

靖国戦犯合祀、国が主導

戦争犯罪に問われた軍人らの靖国神社への合祀について、旧厚生省が日本の独立回復翌年の1953年に、公的援護制度の拡充などに応じて順を追って無理なく進める、との方針を決めていたことが同省の内部資料でわかった。方針に沿って、先に地方の護国神社での合祀を目指すとの記述もあり、朝日新聞が調べたところ、6カ所でA級戦犯3人を含む先行合祀の記録が残っていた。

天皇や閣僚の参拝や、戦争責任をめぐる議論を起こしてきたA級戦犯合祀の原点となる方針が、独立回復に際して政府内で練られていたことになる。

政府は従来、国会答弁などで、戦犯合祀は「靖国の判断」とし、宗教行為である合祀には関与しておらず、政教分離を定めた憲法に反しないとの姿勢を強調してきた。だが、今回の文書で、終戦までと同様、政府が合祀という靖国の根幹領域に立ち入って方針を定め、戦犯合祀の環境をつくり上げたことがわかった。

方針は、旧厚生省引揚援護庁に移った陸海軍出身幹部らが「戦犯問題の早期完全解決」のために作った同省の内部資料、「業務要旨」（54年度分）に記されていた。51年9月のサンフランシスコ平和条約集結直後に検討に入り、52年度分から54年度分まで毎年作っていた。国立公文館が保管していた。

（朝日新聞 1月21日）

山形村文化財の清水寺、政教分離原則で運営見直し

長野県東筑摩郡山形村の観光名所・村指定文化財清水寺の、村民でつくる清水寺保存会と同村は、1月16日までに、土地利用や会計の方法を見直す方針を示した。現行は村の土地を無償提供されて運営しているが、憲法の政教分離原則にそぐわないと判断して、例祭など宗教行為に関わる会計と村補助金を別会計にし、村がその土地を有償貸し付けにする。

これまでは、文化財保護費として村から補助金が支出され、会員からの年会費とさい銭収入をも一括管理。この中から、例祭費や住み込みの管理人への委託料が支出されていた。境内の敷地は、寺が村に寄贈して村有地となったが、保存会から賃借料は徴収していない。

村長は、砂川市の差し戻し控訴審判決を踏まえ、「(清水寺も)政教分離原則に反する」として、保存会の常任委員会が中心となって本年度から具体的な是正策を論じ、その結果、村補助金を管理する会計と宗教行為を含む運営会計を明確に分けることや、村教委に置いていた事務局を寺側に移して、事務管理者を村会員から選ぶなどの方針をまとめた。東京大学社会科学研究所の林知更准教授(憲法学)は、自治体と寺社の関係において「明らかにお寺など宗教施設であれば一線を引かなければならない」と指摘。「土地と会計の件は宗教の領域と分け、会計を別にしたり有償化したりすることで解消できるのではないか」としている。

(信濃毎日新聞 1月17日)

高松市・鶴尾神社道路整備政教分離違反訴訟(高松高裁)

高松市が同市西春日町の鶴尾神社の敷地に宗教行為に不可欠な参道の道路を大規模に整備して、参道を神社が利用しているにもかかわらず市が相当額の費用負担を求めないのは、政教分離原則に違反するとして、高松市内の男性11人が訴訟を起こした。第1回口頭弁論は、18日、高松地裁(横溝邦彦裁判長)で行い、市側は請求棄却を求める答弁書を提出して、争う姿勢を示している。

(四国新聞 1月19日)

野田首相の伊勢神宮参拝に抗議

野田佳彦首相が、1月4日、伊勢市の伊勢神宮に参拝したことに、5日、日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会(委員長加藤正勝)は、抗議文を送った。

<編集人から>

・「ヤスクニ通信1月号」の3面、「靖国問題」北海道の四十年、に誤植がありました。「旭川市護国神社慰霊大祭」を「北海道護国神社」に、「上川神社霊大祭」を「上川神社例大祭」に訂正いたします。・2012年1月号から、「教会と国家」との関わりのある聖書箇所を選んで「祈りのすすめ」の説教を載せることにしております。月遅れの報告で失礼いたしました。

685号 ヤスクニ通信 2012年2月12日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人 加藤正勝 編集人 川越弘
印刷・発行 栗田英昭
(多摩ニュータウン永山伝道所)
〒206-0025 東京都多摩市永山1-16-11
TEL&FAX 042-376-9514